

久喜市養育費確保支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ひとり親等に対し、養育費確保に係る手続に要した経費を補助することで、養育費の継続した支払いを確保し、こども及びひとり親等の福祉の向上を図ることを目的とする久喜市養育費確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「ひとり親等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者）で、現にこどもを養育している者又は離婚協議中で離婚後にこどもを養育する予定の者をいう。

2 この告示において「養育費」とは、経済的及び社会的に自立していないこどもが自立するまでに要する費用で、日常生活に必要な経費、教育費、医療費等に充てられるものをいう。

3 この告示において「こども」とは、養育費の取決めの対象となる20歳に満たない者をいう。

4 この告示において「保証会社」とは、養育費を支払義務者に代わって受取権利者に支払うこと又は支払義務者から養育費を回収することを業として行うことが認められた法人をいう。

5 この告示において「裁判外紛争解決手続」とは、弁護士法（昭和24年法律第205号）第31条に規定する弁護士会（以下「弁護士会」という。）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき法務大臣の認証を受けた者（以下「認証紛争解決事業者」という。）が実施する裁判外での紛争手続（デジタル技術を活用してオンライン上で行うものを含む。以下同じ。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有するひとり親等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年4月1日以降に養育費の取決めに係る経費を負担していること。
- (2) こどもを現に養育していること又は養育する予定であること。
- (3) 強制執行認諾文言付公正証書、判決書、調停調書、審判書その他の養育費の請求権の存在、範囲、債権者及び債務者を表示した公の文書を有すること。
- (4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当を受給していること又はこれと同様の所得水準であること。
- (5) 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること（第5条第2号に掲げる補助金に限る。）。
- (6) 過去に同様の補助金等について他の自治体等から交付されていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和6年4月1日以降に補助対象者が負担した経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

（補助金の種類並びに補助上限額及び補助金の額）

第5条 補助金の種類は次に掲げるものとし、補助上限額は、補助金の種類ごとにそれぞれ5万円とする。

- (1) 公正証書等作成経費補助金
- (2) 養育費保証契約締結経費補助金
- (3) 裁判外紛争解決手続利用経費補助金

2 補助金の額は、補助対象経費からこれに係る収入額を控除して得た額と補助

上限額を比較して少ない方の額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、養育費確保支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。ただし、公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を要しないものとする。

- (1) 申請者が属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者及びその養育しているこどもの戸籍謄本又は抄本
- (3) ひとり親等に係る児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し
- (4) 補助対象経費の支出が確認できる領収書等の写し
- (5) 養育費保証契約書の写し（養育費保証契約締結経費補助金の交付申請に限る。）
- (6) 裁判外紛争解決手続により養育費についての取決めを行ったことが確認できる書類の写し（裁判外紛争解決手続利用経費補助金の交付申請に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、当該期限までに交付申請書を提出することができないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否について決定したときは、申請者に対し、養育費確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は養

育費確保支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を通知するものとする。

（補助金の請求等）

第8条 前条第2項に規定する交付決定通知を受けた補助対象者（以下「交付決定者」という。）は、養育費確保支援事業補助金交付請求書（様式第4号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既にその取消しに係る部分の補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて返還を求めるものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

経費の区分	内容
公正証書等作成経費	養育費の取決めに要する経費のうち、補助対象者が負担した公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定める公証人が受ける手数料、家庭裁判

	所の調停申立又は裁判に要する収入印紙代及び戸籍謄本等添付書類取得費用
養育費保証契約締結経費	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として補助対象者が負担した費用
裁判外紛争解決手続利用経費	<p>養育費に係る裁判外での紛争解決手続について、補助対象者が認証紛争解決事業者に対して負担した費用のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 申込料、依頼料に相当する費用</p> <p>(2) 調停に係る費用（書類等の代理作成費用、申立書又は相手方の要望により弁護士会又は認証紛争解決事業者が指定する場所以外で調停を行う場合の当該場所の賃借料、交通費その他の経費を除く。）</p>

別表第2（第6条関係）

補助金の種類	交付申請書の提出期限
公正証書等作成経費補助金	公正証書等を作成した日の翌日から起算して6か月以内
養育費保証契約締結経費補助金	養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して6か月以内
裁判外紛争解決手続利用経費補助金	裁判外紛争解決手続を利用して養育費についての取決めを行った日の翌日から起算して6か月以内

様式第1号（第6条関係）

養育費確保支援事業補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

申請者 住 所
氏 名

久喜市養育費確保支援事業補助金の交付を受けたいので、久喜市養育費確保支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 補助対象者等の状況

申請者の情報	生年月日	年 月 日		
	電話番号	()		
	自身の状況	ひとり親家庭 ・ 離婚協議中		
養育費の取決めの対象となることどもの状況	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	備 考			

養育費確保支援事業補助金計算書

補助金の種類及び対象経費の内訳	補助金の計算 (左の金額の合計額と50,000円を比較して少ない方の額)
<input type="checkbox"/> 公正証書等作成経費補助金 ・ 公証人手数料 <div style="text-align: right;">円</div> ・ 収入印紙代 <div style="text-align: right;">円</div> ・ 戸籍謄本等書類取得費用 <div style="text-align: right;">円</div>	円
<input type="checkbox"/> 養育費保証契約締結経費補助金 ・ 初回保証料 <div style="text-align: right;">円</div>	円
<input type="checkbox"/> 裁判外紛争解決手続利用経費補助金 ・ 申込料、依頼料に相当する費用 <div style="text-align: right;">円</div> ・ 調停に係る費用 <div style="text-align: right;">円</div>	円
合 計 (補助金交付申請額)	円

【添付書類】

- (1) 申請者が属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者及びその養育しているこどもの戸籍謄本又は抄本
- (3) ひとり親等に係る児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し
- (4) 補助対象経費の支出が確認できる領収書等の写し
- (5) 養育費保証契約書の写し（養育費保証契約締結経費補助金の交付申請をする場合）
- (6) 裁判外紛争解決手続により養育費についての取決めを行ったことが確認できる書類の写し（裁判外紛争解決手続利用経費補助金の交付申請をする場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

【同意事項】

補助金の交付に当たり必要な事項の確認のため、児童扶養手当の受給状況のほか、公簿等について、久喜市が確認することに同意します。

申請者署名欄

様式第2号（第7条関係）

養育費確保支援事業補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付で申請のありました久喜市養育費確保支援事業補助金については、久喜市養育費確保支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により交付することを決定しましたので通知します。

記

交付決定に関する事項	
申請者	住所
	氏名
補助金の種類	<input type="checkbox"/> 公正証書等作成経費補助金 <input type="checkbox"/> 養育費保証契約締結経費補助金 <input type="checkbox"/> 裁判外紛争解決手続利用経費補助金
交付決定額	円

様式第3号（第7条関係）

養育費確保支援事業補助金不交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました久喜市養育費確保支援事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、久喜市養育費確保支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

不交付理由

様式第4号（第8条関係）

養育費確保支援事業補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
申請者 氏 名
電話番号

印

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた久喜市養育費確保支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

請求金額 金 _____ 円

振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店名	本店 支店 <small>※ゆうちょ銀行の場合は店番</small>
	預金種目	普通 当座	支店コード	()
	口座番号			
	(カタカナ) 口座名義人			